

一般社団法人 海洋エネルギー資源利用推進機構定款

平成24年3月6日 公証人認証

平成24年3月8日 社団法人設立

## 一般社団法人海洋エネルギー資源利用推進機構定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人海洋エネルギー資源利用推進機構と称し、英文では **Ocean Energy Association of Japan** と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

2 当法人は、社員総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、地球表面積の  $\frac{2}{3}$  を占める海洋に存在する海洋エネルギー資源の重要性に着目して、産学官の協力によるその利用の推進を通じて、人類が直面しているエネルギー問題と地球環境問題を一体的に解決し、以って国内外の社会・経済の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 海洋エネルギー資源利用に関する普及・啓発
- (2) 海洋エネルギー資源利用に関する調査・研究及び研究・開発支援
- (3) 海洋エネルギー資源利用に関する国際協力及び交流
- (4) 海洋エネルギー資源利用に関する情報交換及び交流促進
- (5) 海洋エネルギー資源利用に関する海洋空間利用推進及び施設の整備
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第6条 当法人に、理事会及び監事を置く。

### 第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人、法人及び団体

(社員の資格の取得)

第8条 会員(賛助会員を除く)をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下、「一般法人法」という。)に定める社員とする。社員が会員の資格を失ったときは、社員の資格を失う。

(入会並びに入会金及び会費)

第9条 当法人の会員になるには、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。理事会の承認が得られた場合には、速やかに入会申請者に通知するものとする。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

4 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届けを1か月以上前に提出して、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、失踪宣言又は成年被後見人の宣告を受けたとき、又は会員である法人若しくは団体が破産宣告を受け解散したとき

(3) 請求日から、別に定める期間にわたって会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、第19条2項に定める総会の特別決議により当該会員を除名することができる。但し、議決の前に当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。除名した場合には、社員にその旨を通知することを要する。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(退会に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定により退会したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 当法人は、会員が退会しても、既納の会費その他拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

2. 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

### 第3章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会（以下「総会」という）は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 各事業年度の事業報告
- (3) 各事業年度の決算報告
- (4) 翌年度の事業計画
- (5) 翌年度の予算
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 定款の変更
- (8) 解散
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(招集)

第17条 当法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とし、法令に定めがある場合を除き、会長が招集する。定時総会は、毎年1回以上開催する。その内1回は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 社員総数の10分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (4) 監事の全員からの会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集の決定)

第18条 総会の招集は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議を経て会長が招集する。

2. 総会を招集する場合には、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面等をもって、開催日の10日前までに通知しなければならない。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(代理)

第20条 総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任できる。この場合においては、当該社員または代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は社員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2. 理事が社員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議決権)

第22条 総会における議決権は、個人会員及び法人会員につき1個とする。

(議長)

第23条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときは理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長を務める。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(員数)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3人以上20人以内

監事 1人又は2人

2. 理事のうち、1人を代表理事とする。

する。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議により理事の中から選任する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事2名を選任する場合は、第3項にいう特別の関係にある者又は前項にいう密接な関係にある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は理事会に出席し、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、理事会に出席し、必要があるときは、意見を述べなければならない。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の満了する時までとする。
3. 監事の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
4. 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
5. 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引につ

いて重要な事項を開示し、総会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(会長、副会長及び顧問)

第32条 当法人に会長1名をおき、副会長数名を置くことができる。

2. 会長及び副会長は、理事会において任期を定めた上で選任する。会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
3. 会長は本会の発展のために顧問数名を置くことができる。
4. 会長及び副会長並びに顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他法令に定める重要な決定

(招集)

第35条 理事会の招集は、別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 代表理事以外の理事及び監事は、代表理事に対し、理事会の目的を示して招集を請求することができる。

(招集手続き等)

第36条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を行わなければならない。但し、理事及び監事の全員の同意がある場合はその限りでない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、当該理事会において選出する。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名あるいは記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(財産の構成)

第40条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)会費
- (2)事業に伴う収入
- (3)財産から生じる収入
- (4)寄付金品
- (5)その他の収入

(会費)

第41条 当法人の入会金及び会費は、理事会及び総会の決議を経て別に定める。

(剰余金)

第42条 当法人は剰余金の配分を行わない。

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2. 前項の書類のほか、監査報告書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。



## 第7章 委員会及び事務局

(委員会)

第45条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設くことができる。

2 事務局には事務局長1人及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

4 事務局職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第8章 付則

(その他運営に関する事項)

第47条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。